

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和4年1月7日（金）
午後3時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和4年1月7日(金)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	14名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
会長職務代理者	11番	北田 直喜	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 佐々木 隆
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
5. 総会に欠席した農業委員の数	0名		
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	4名		
	下野方地区	石川 信廣	加積地区 西田 八郎
	道下地区	西尾 勉	西布施地区 谷崎 雅彦
7. 議事録署名委員			
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主任	中尾 能成	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後3時30分】

議長： それではただ今から令和3年度1月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、12番谷越委員、13番石坂委員にお願いいたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。議案書2ページ目をご覧ください。今月の申請は6件20筆です。地区別の内訳は表のとおりで、面積合計が16,525㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げでご説明いたします。

【議案第1号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

す。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

12番： 受付番号1番ですが、譲渡人は親からの相続で農地を所有しましたが、〇〇にお住まいで農地を管理できないことから、これまで耕作を依頼していた譲受人に所有権移転をするものです。

次に受付番号2番から4番についてです。申請地は譲渡人が伯父から相続した農地です。譲渡人は〇〇市に居住しており農地を管理できないことから、譲受人に所有権移転するものです。特に問題無いかと思います。

11番： 受付番号5番ですが、申請地は基盤整備の際に畦倒しをして仲間田となり譲受人が耕作しております。譲渡人は高齢であり〇〇県にお住まいで管理ができないとのことで、所有権移転するものです。

受付番号6番についてです。申請地の隣接地は譲受人が現在耕作しており、周囲の営農には支障ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば申請通り許可決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 議が無いようですので、議案第1号は許可決定いたします。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

12ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは13ページ目の総括表から読み上げてご説明いたします。

【議案第2号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2番： 事務局から説明があった通りです。隣接農地への影響も少ないと思われしますので問題無いと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

13番： 申請地と隣の宅地との間にスペースが空いていますが、そこは乗入れ口とかに利用されるのでしょうか。

事務局： 残地を農地として利用することも考えられるため、その乗入れ口を確保しています。

議長： 他に意見はありませんか。

議長： 意見が無いようならば、申請通り意見決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第2号は意見決定いたします。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

15ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは16ページ目の総括表から読み上げてご説明いたします。

【議案第3号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 本案件については、年末に近隣住民や関係者向けに説明会が開かれました。周囲は宅地に囲まれており営農には影響は無いと思われませんが、雨水排水や道路事情が懸念されます。また建設中の騒音等も気がかりであるため、再度建設関係も含めた説明会を開いてもらう予定にしております。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

11番： 計画面積分の雨水を排水できるかが心配されます。下水道に排水するという方法はありませんか。

事務局： 雨水は公共下水道に流せないことになっておりますので、別の方法での協議が必要になります。

7番： 雨水排水方法については、地元の方の意見も聞きながら今後事業者と協議していきたいと思えます。

議長： その他に意見はありませんか。

議長： 特に無いようですので、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第3号は意見決定いたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

本議案には宮坂委員に関わる案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事には参加できませんので、退席していただきます。

(宮坂委員退席)

今月の案件は、15件、30筆、42,384㎡です。権利の設定等は記載の通りです。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようならば、申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第4号は決定いたします。

(宮坂委員入室)

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和3年11月受付分）について
・魚津市賃借料情報について
・第13回富山県農業者新春交歓会について
・「ほおぼる幸せ。富山米」生産推進大会について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時50分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号1番-①、③
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が申請農地から離れた〇町に住んでいて管理ができないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。申請地は、休耕地となっており、権利移転後は牧草地とする計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月16日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号1番-②
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が申請農地から離れた〇町に住んでいて管理ができないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。申請地は、以前から譲受人により牧草が植えられていて、権利移転後もこれまで同様牧草地とする計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月16日事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号2番-①~⑩
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が〇〇市に住んでいて管理ができないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。 申請地は、以前から譲受人により牧草が植えられていて、権利移転後もこれまで同様、牧草地とする計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月16日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号3番-①~④
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が〇〇市に住んでいて農地管理ができないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。 申請地は、以前から水稻が植えられていて、権利移転後もこれまで同様、水稻を植える計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月16日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号4番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が〇〇市に住んでいて農地管理ができないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。 申請地は、以前から水稻が植えられていて、権利移転後もこれまで同様、水稻を植える計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月16日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号5番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所属する保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲受人の所属する営農組合が、以前から借りて耕作していた農地の所有権を譲受人が取得するものであり、実際の耕作状況としてはこれまでと変化がない。権利移転後はこれまで同様水稻を耕作する計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月16日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号6番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が〇〇市に住んでいて農地管理ができないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。 申請地は、以前から休耕地で、権利移転後は、水稻を植える計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月16日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第2号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に魚津高等学校及び魚津東部中学校の教育施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請者は実家で母、妻、子ども2名で同居していますが大変手狭です。所有する農地の近くに住宅を建設し、兼業で自家用野菜を栽培しながら生活する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であり、申請書に金融会社の残高等の明細の写しを添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅の建設が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界で構造物が無い部分については擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。 生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水については、一部自然浸透とし、一部は既設暗渠水路を通し道路向かいの側溝へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第3号 受付番号1番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（近隣商業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地は用途地域（近隣商業地域）の区域内にあり、商業施設が多く集客が見込まれることから、物品等の販売店を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、販売店予定地内にある宅地は取得見込みがあり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、物品等の販売店敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は物品等の販売店の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は北側の地下調整池に集水され、オリフィス柵で流量調整された後に既存水路へ放流するので問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

